

平成27年9月定例会会議録

平成27年豊郷町議会9月定例会は、平成27年9月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	高 橋 彰
2 番	前 田 広 幸
3 番	西 山 勝
4 番	北 川 和 利
5 番	西 澤 博 一
6 番	鈴 木 勉 市
7 番	西 澤 清 正
8 番	西 村 雄 三
9 番	佐々木 康 雄
10 番	河 合 勇
11 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
副 町 長	村 西 康 弘
教 育 長	横 井 保 夫
総 務 企 画 課 長	村 田 忠 彦
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	上 田 文 夫
会 計 管 理 者	森 明 美
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	夏 原 一 郎
地域整備課長（上下水道担当）	藤 野 弥

産 業 振 興 課 長	土 田 祐 司
教 育 次 長	岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長	浅 居 浩

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	角 田 清 武
書 記	寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

佐々木議長 9月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、西山勝議員、4番、北川和利議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の、許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、西山勝君の質問を許します。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山君。

西山議員 皆さん、おはようございます。町長に豊郷町例規集について。

豊郷町例規集には、628件の条例、規則等が収納されている中で、第9編産業経済、第2章農林・畜産における、題名「豊郷町揚水機場施設改修工事受益者負担規程」、制定年、種別、番号、平成26年5月6日訓令第2号が、教育委員会、社会教育課で掲載されていますが、分野は産業振興課の間違いではないか。

このことは、先日配布されたCDの中にも収納されているものです。ホームページの例規集も同様な状態でありました。従来から仕事に対する姿勢がよくあらわれていることでもあります。しかも、外部から閲覧できる状況であり、豊郷町の内部をさらけ出している状況です。町長、このことについて答弁をお願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 皆さん、おはようございます。それでは、3番、西山議員の豊郷町例規集についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の平成26年5月8日訓令第2号の豊郷町揚水機場施設改修工事受益負担規程を確認いたしました。本規定の例規の収納は、本来、産業振興課に収納すべきところでございますが、これを誤って教育委員会、社会教育課に収納していたところでございます。これにつきましては、例規に収納します作業の過程におきまして、収納分野の入力を誤って行ったものでございます。関係の皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

また、ご指摘を受けまして、8月27日に収納分野の修正を行いまして、翌日28日に修正後の例規集をホームページに掲載させていただきました。今後は、例規の編集及びホームページの掲載につきまして、事務作業の確認を一層徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山君。

西山議員 このような恥ずかしい状況をよく見直して、今後も町長自身が職員の模範になり、ほかに誇れるような豊郷町にしていっていただきたい。よろしく申し上げます。

佐々木議長 町長、よろしいか。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 3番、西山議員さんの一般質問にお答えいたします。

議員ご指摘の例規なり、そしてまた次の一般質問のホームページの問題等、いろいろ職員間の連絡不足並びに再確認というのが抜けております。それも日頃の職務の原点に立って何事も仕事を進めるということがややもすると惰性になり過ぎて流れていっているんじゃないかなというような思いがあります。そういった中で、先日の管理職会議でも前回もお答えしましたように、しっかりと原点に立って流されないように、そして、作業を見くびらないように作業するようにということで厳しく、課長、課長補佐に伝えたところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西山議員 ありません。

佐々木議長 それでは、次の質問を許します。

西山議員 はい。

佐々木議長 西山君。

西山議員 町長。ホームページの記事の削除について。

8月初旬に町のホームページ上で、農業の有する多面的機能の発揮の促進事業に関する計画の概要を閲覧し、担当課に後ほど問い合わせをするために資料を打ち出しました。先日、確認のためもう一度ホームページを見ましたら、記事が削除されていました。手違いで削除されたのかどうか、理由はわかりませんが、同様の記事は他市町ではホームページに現在も掲載されています。

そこで伺います。①なぜ記事を削除したのか。その理由は何か。②計画の詳細を説明されたい。③当町は概要だけが掲載されていたが、計画書等が掲載されていない理由は何か。県や他の市町では概要のほかに計画書、区域図、申請書の見本などが掲載されています。④住民に内容を周知する1つの手段としてあるのに、ホームページをなぜもっと活用しないのか。他市町ではホームページのほかにツイッターやフェイスブックを活用している。豊郷町はこれでは情報を隠しているとしか考えられない。今後、どのように改善、活用していくのか。4つの答弁を願います。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 皆さん、おはようございます。3番、西山議員のホームページの記事の削除についてというご質問にお答えいたします。

当該のホームページにつきましては、当初は議員のごらんになった概要のみを掲載しておりましたが、8月7日に計画書と区域図を追加掲載するために修正を加えました。また、町のホームページの管理法としましては、各担当者が作成したものを総務企画課に承認申請を行いまして、承認されたものだけが一般公開されることになっております。

今回の修正いたしましたホームページも同様に承認申請を行ってございました。本来ですと、承認申請後に掲載の確認を行うところでしたが、掲載されていると思い込みまして確認を怠ったもので、今後はこのようなことのないよう注意しまして、業務を遂行していきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それと、議員から4点のご質問がございました。

まず1点目の、なぜ記事を削除したのか、その理由は何かという問いにつきまして、削除したのではなくて修正を行ったものでございます。その後の公開がなされていなかったということでございます。

2点目の計画の詳細な説明をされたいということですが、平成27年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行されまして、県が策定する基本計画に即して農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業、俗に

言う日本型直接支払いの対象になる取り組みとしまして、多面的機能、逆に言う元まるごとほかでございます。や、環境保全型農業直接支払いの実施を促進する計画を作成することになっております。

3点目の、当町は概要だけで掲載がされていたが、計画書等が掲載されていない理由は何か。県や他の市町では概要のほかに計画書、地域図、申請書の見本などが掲載されていますということでございますが、計画書等には説明書を掲載させていただきまして、本事業を実施するとする農業者、団体等に直接、資料を提供しております。当初、農業者団体等が促進計画に基づきまして、事業計画を作成し、町が認定した基本計画の概要のみを掲載しておりましたが、促進計画もホームページで公開しなければならないということに気づきまして修正を行ったもので、予定どおり公開されておれば掲載されているはずでした。その後、掲載をさせていただきました。

以上でございます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 それでは、3番、西山議員のホームページの記事の削除についてのうち、④のホームページの今後の活用についてというご質問にお答えをさせていただきます。

住民の皆様への行政からの各制度の周知を主に目的といたしましてホームページの活用を行っている現状でございます。また、ホームページの掲載及び掲載内容につきましては、各担当部署において取り扱いを行っているところでございます。今後の活用につきましても、引き続き各担当部署からの発信によりまして掲載してまいりたいとともに、ホームページの活用の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、現時点におきまして、ツイッター、フェイスブックの活用は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 再質問、西山君。

西山議員 それでは、再質問に入ります。

今、説明されたように意図的に削除されたものではないということは、ほぼ理解は得ました。この農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、法律第78号、平成26年6月20日、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取り組みを法律に位置づけられて、平成27年4月1日から施行されました。

この目的を第1条、「この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的」として定められた法律でございます。

豊郷町が今、ホームページを修正されて掲載されている中で、1点、質問をします。豊郷町の記載例第4号、多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要、平成27年7月22日、豊郷町ということで、法第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表するとございます。これは、一応、法第7条の第1項の規定、促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を申請することができるというのが法第7条第1項の規定であって、その第7条の第6項の規定に、豊郷町も6項に基づいてしております。特定市町村は第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表しなければならないという法律のもとでホームページに掲載されて、今現在、答弁にありましたように修正されたということなんですけども、この中でお聞きしたいんですけども、豊郷町が今、この種類で1号事業に丸をつけておかれるんですけども、その農業者団体等による取り組みには1、2、3と事業がありまして、1つは多面的機能支払に相当すること、農地維持支払に相当すること、それと資源向上支払に相当すること、中山間地域等直接支払に相当すること。最後の自然環境の保全に資する、農業生活活動を推進する取り組み、環境保全型農業直接支払に相当すること。これは、豊郷町はこの第3号事業に当てはまるのではないかと私は思っております。先日もほかの豊郷町の環境保全型農業直接支払交付金交付概要を見させていただいて、その第1条に「町長は、環境こだわり農業および地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に資する取組を推進するため、環境保全型農業直接支払」ということで豊郷町は取り組んでおられます。

しかし、この直接支払のことは、この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用するとあり、附則の中にその2の次は、豊郷町環境保全型農業補助金交付要綱は廃止となっているわけですけども、この直接支払ということは、3号事業に当たるのではないかと私はそのように見受けるんですけども。

参考に言いますけども、現在、日野町、甲良町、堺市、滋賀県等を見させてもらいまして、同じような地域でありながら、例えば甲良町にも事業計画の中で農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書の中に1号事業、2号事業、3号事業とあります。1号事業は先ほども申しましたように、多面的機能支払交付金。2号事業は、中山間地域等直接支払交付金。甲良町は3号の環境保全型農業直接支払交付金ということで一応、事業は3号事業に上がっておりますが、豊郷町はその辺の見直しはどうかと。

各地域の今の保全されている地域が6カ字あるわけですけども、この各地域の規約というのは、どのようにして作成されたのか、町の方から指導されて、この規約を作成するように指導のもと求められたと思うんですけども、その中に例えば、第3条、「団体は、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進するための活動（環境保全型農業を推進するための技術向上や理解増進等の活動）によって、自然環境の保全に資する農業生産活動（環境保全型農業）に取り組むことで、地域の生物多様性保全や地球温暖化防止等といった多面的機能の発揮の促進を図ることを目的とする」というようにうたわれているんですけども、その点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員の再質問にお答えいたします。

まず議員がおっしゃったように、実際は多面的機能、資源向上、環境保全ということで、当町としましては今のところ、1番、2番の農業の維持と多面的機能、それと資源向上を対象としております。

3番目に環境保全はどうかということでございますが、ちょっと検討をさせていただきたいと。というのは、今現在、システムの方に県との協議等もございますので、それをしましてからまた各集落に対応していきたいと思っております。

また、規約の策定というのは、町の方が県と協議しまして、地元の方におろしておるといってございまして。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山君。

西山議員 今、課長の答弁によりますと、豊郷町環境保全型農業直接支払交付金交付要綱ということは、先ほども申しましたように、附則の中で豊郷町環境保全型農

業補助金交付要綱は廃止となっていますね。うとうてます、これ。ホームページにも出ていますよ。それが今、言われたように、この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用するということになっていたら、これは環境保全型と違うんですか。豊郷はこの概要、使うようになっているんですよ。その点、答弁願います。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員の再々質問にお答えいたします。

環境保全型農業直接支払ということでございますが、これは俗にいうカバークroppとかいうやつをしたときに補助金として出させていただくものでございます。今後また検討していきまして、またしかるべき返答をさせていただきますと思います。

以上でございます。

佐々木議長 それでは、3番目の一般質問を許可いたします。

西山議員 議長。

佐々木議長 西山君。

西山議員 町長。町道の管理について。一級河川南川沿いの雨降野熊物地先の住宅団地道路で、3,300ミリ掛ける5,500ミリ（18.15平米）の大きさをひび割れが見られ、また、100ミリから150ミリ程度の地盤沈下が起きており、危険性を感じました。

これから台風シーズンにも入り、大雨で地盤が緩み、河川の法面方向に崩落するおそれがあります。4世帯の生活者が不安になられると思ひ、実際、そうであった。町として道路管理、目視などによる点検をどれぐらいの頻度で行っているのか。雨降野熊物地先のこの道路は私有地なのか、町道なのか。地盤沈下の原因究明と対応を町としてはどのように対応していくのか、答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 皆さん、おはようございます。それでは、西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の道路管理についてでございますけれども、特に日程を決めて行ってはおりませんが、おおよそ2週間程度で巡回を行っております。

2つ目の道路の所有者という形でございますけれども、私ども、調べさせていただきまして、現地も見させていただきました。現在、私有地となっております。

ます。このことから舗装等の修繕については所有者により行っていただきたいと思ひますし、また、河川の堤防につきましては、これは一級河川でございますので、損壊していないか、土砂の流出がないかなどについては、滋賀県の担当課と立会も含めまして対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

西山議員 議長。

佐々木議長 再質問を許します。

西山議員 今、答弁をいただきましたけど、住宅団地で生活されている4軒の方なんですけど、悪くなっている状態。それは現場を見られたらわかるんですけども、現状、町道でなくて私有地ということで、道路は個人で直すということなんですけど、それと河川敷は県の方が確認されて直すと。そこまで法面は崩壊はしていないんですけども、草が多く生えておりますので、どういう状況で地盤沈下しているか我々にはわからないんですけど、そういうふうな原因究明だけでも一つお願ひしたい。それに対して個人的に、その道路は修理してくださいというのは、もし要望があれば町の方からそういう答弁で生活者にお答えされるのか、その点をひとつよろしくお願ひいたします。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西山議員の再質問にお答えしたいと思います。

当然、住民の方がお困りやと思ひますし、この辺につきましては、とりあえずは原因を突きとめるという形が必要かと思ひます。今、目視では倒壊、損壊などはしていないんですけども、一応、草刈りなどをさせていただいて、県と立ち合いで、例えば膨れていたりとかすると、そっちの方に倒壊しているのかなというものもありますし、これは調査の段階で。その辺が大丈夫やろうという形になれば、もし所有者の方にそれはうちの方からでもご連絡を差し上げるという形になろうかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西山議員 結構です。

佐々木議長 それでは、今村恵美子さんの一般質問を許します。

今村議員 議長。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 それでは、一問一答でさせていただきます。

最初に、憲法違反の安全保障法制に反対表明と町村会への呼びかけをという

テーマで質問をさせていただきます。

今、国会で審議されている戦争法案である安保法案は、歴代内閣が集団的自衛権の行使はできないと政府見解を表明した問題であり、安倍内閣による独自の解釈改憲で強行することは、国民の懸念や憲法第99条に明記された憲法擁護義務に違反する行為です。

また、立憲主義のもとに地方自治法ができ、当然ながら地方自治体の長や議員、町職員等も憲法擁護義務が課せられています。憲法9条を無視し、憲法改正手続きもせずに一内閣の判断で日本を戦争する国にすることは、民主主義に反する軍事独裁政治であり、許してはなりません。

この重要な時期に町長は、憲法擁護義務や豊郷町民の生命、財産を守るために、安倍内閣が進める安全保障法制への反対表明の公表とともに、TPP参加反対表明をした町村会の経験を活かし、豊郷町長から町村会の各町長への反対表明呼びかけを求めますが、町長の見解を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆様、おはようございます。それでは、11番、今村議員さんの安全保障法制に反対表明の町村会の呼びかけ等につきましての一般質問にお答えいたします。

日本の安全保障政策にかかわる重要な問題であり、憲法や法律について国会での議論のほか、国民的な理解が不可欠であると考えております。また、本年6月議会にて採択されました、平和安全法制関連法案は国民の理解を得られるように慎重に議論を尽くすべきであるとした安全保障法制に関わる意見書を尊重するものであります。

町村会におきまして、安全保障法制についての議論では各町長においていろいろな考え方やご意見がある現状では、町村会として表明すべきでないとしております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん、再質問。

今村議員 それでは、今、町長は国民的理解が必要だと、先の6月議会のこの町議会決議のことを尊重するというお話の中で、今、町村会ではそれぞれの考えがあるから、それは難しいというお話でしたけれども、今回の安全保障法制、安保法案のことですけれども、この法案がなぜ国会に出てきて、今、国会周辺騒然としています。そうやってきたのかという背景と、その問題点。さらに、それ

がなぜ憲法違反なのかという点について、町長にお聞きしたいと思います。

今、国会参議院で審議されておりますが、さる8月11日に日本共産党の小池議員が防衛省統合幕僚監部の内部文書、これを暴露いたしまして、防衛省の統合幕僚長がまだ国会でこういう法案が成立していないにもかかわらず、この行動計画的な米軍とのいろんな計画を作成しているという問題。また、さる9月2日に、これも共産党の仁比参議院議員が暴露いたしました、河野統合幕僚長の訪米発言。昨年12月の衆議院選挙が終わった後に、夏までに戦争法案を成立させると米国の高官に公約をしていたと、その問題が今、国会でも取り上げられておりますけれども、この流れというのが全てに整合しているんですね。

安倍総理が今年の4月27日に、日米防衛協力のための指針、新ガイドライン、地球規模で自衛隊が米国の戦争に参戦する、これを安倍総理が国会審議もしないのにアメリカに行って、その転換を誓約してきたと。これはもう皆さんも周知の事実ですけれども、それがなぜこういう流れが出てきているのかという、そのもともとの本筋というのが、アメリカの保守的なシンクタンクでつくっている、第3次アーミテージ・ナイ・レポートというのがあるんですね。これは12年に出ているんですけれども、この中には非常に日本をアメリカの軍隊の指揮下に置くような内容のことが提言事項として全27件のうち幾つか書かれているんです。その1つが、「日本は海賊対処、ペルシャ湾の船舶交通の保護、シーレーンの保護、さらにイランの核開発プログラムのような地域の平和への脅威に対する多国間での協力に積極的、継続的に関与すべきである」。また、「新しい役割と任務に鑑み、日本は自国の防衛と米国と共同で行う地域の防衛を含み、自身に課せられた責任に対する範囲を拡大すべきである。同盟には、より強固で均等に配分された、総合運用性のある情報・監視・偵察能力と活動が、日本の領域を超えて必要となる。平時、有事といった安全保障上の段階を通じて、米軍と自衛隊の全面的な協力を認めることは、日本の責任ある権限の一部である。また、イランがホルムズ海峡を封鎖する意図、もしくは北候を最初に言葉で示した際には、日本は単独で掃海艇を同海峡に派遣すべきである。また、日本は航行の自由を確立するため、米国との共同による南シナ海における監視活動に当たるべきである」。それから、「国連平和維持活動、PKOのさらなる参加のため、日本は自国PKO要員が文民のほか他国のPKO要員、さらに要すれば、部隊を擁護することができるよう法的権限の範囲を拡大すべきである」と。

このようなことがアメリカの要求としてある中で、昨年の衆議院選挙の直後、こうやって自衛隊の幕僚長と言われる制服組の人たちがアメリカにわたって、

そういう話をしたり、そういうことを着々とやっているということは、これはほんとうに憲法9条に書かれている範囲を逸脱した、まさにこれは憲法違反の行為なんですけれども。

佐々木議長　ちょっと今村さん、簡潔にお願いします。

今村議員　そのことに対して、憲法9条に書かれているのは、最高裁判所元長官もおっしゃっていたように、日本の憲法9条は専守防衛のみということで、集団的自衛権を認めていないというのがこれまでの日本の慣習法としての憲法の見解やと。それは、これまで続けてきた自民党政権の中でも、それをずっとやってきたのに、これは非常に違憲だと、そういうことをおっしゃっておりますが、町長はこの戦争法案、安全保障法制について憲法違反だということはどういうふうに考えているのか、ちょっと見解をお聞かせください。

伊藤町長　議長。

佐々木議長　伊藤町長。

伊藤町長　11番、今村さんの質問にお答えいたします。

私、憲法学者ではありませんので、憲法違反と答えるような知恵もございません。ただ、私個人的には先の3月議会に鈴木勉市議員に答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長　再々質問ありますか。

今村議員　はい。

佐々木議長　今村さん、再々質問を許可しますけれども、答弁に対して簡潔に質問をお願いいたします。

今村議員　今、町長は憲法学者ではないので、憲法違反かどうかの判断は自分にはできないと消極的な答弁に私は聞こえましたけれども、先ほど最初の答弁で、国民的な理解が必要だというのはおっしゃいました。国民的理解というのは、やはりこの戦争法案を今国会で参議院において60日条項は使わずに強行採決はしたいということを既に与党の方から、そういう発言が出ております。でも、今の時点でいろんなところからこれは憲法を無視した安倍内閣、また自衛隊幹部による憲法クーデターだということで、いろんな反対の表明がされております。これは日々のマスコミ報道、新聞報道等で町長もよくご承知だと思いますが、こういった中で全国的には知事が反対表明、撤回表明をする、そういった知事もあらわれております。また、長崎の市長も安倍総理が来た原爆慰霊祭の式典の中でも、今の安全保障問題は国民の理解と、やはり今の憲法9条から見る問題で非常に問題があると、憂慮すべき問題だと、考えるべきだということをはっきり言っております。

ですから、伊藤町長は私見としていろいろ思っておられても、なぜ私が町長に申し上げるかと言うと、町長職というのは私たち議員と同じように、憲法9条、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と、そういうふうにはっきり、これは豊郷町におきましても職員採用のときにはちゃんと憲法を擁護することを宣誓していただくという条例化もされているわけで、その流れの中で。やっぱり国の最高法規である憲法に書かれている第9条が、今の安倍内閣の勝手な解釈でということをおっしゃる方は怒っているわけです。国民の多く、また憲法学者も最高裁の元長官も、そして学者や学生、また若いお父さん、お母さんもみんな怒っているわけです。そのことを豊郷町のトップとして、行政の長としてそういった町民の皆さんの、おととい武村さんの講演にも、豊小でやらせていただいたときにも、263名の方がいらっしゃいましたけど、武村さんももともとあの人は自民党からさきがけに行っていて、そうした経歴の政治家でありましたけど、やはりこれはおかしいとはっきりおっしゃっておいりました。これを豊郷の町長から発信をしていく、今回の参議院での強行採決をまずやめなさいと。そして、もっと国民全体に理解をさせたいのであれば、もっと真摯に慎重な審議をすべきだということは、私は豊郷町長1人でもアピールできることだと思うんですけども。

これはなぜそういうふうに申し上げるかと言うと、滋賀県選出の武藤議員、自民党にいましたけど、自民党から離籍したけども国会議員のままでいるんですけれども、この自民党議員が若い人たちのデモに非常に利己的だと。ものすごくこの人の発言というのは、私は本末転倒していると思うんですね。この方のブログに書いてある主張を読みますと、この人は憲法の三大原則、まずそれを廃止すべきだと言っているんです。国民主権と基本的人権、そして平和主義。だから、憲法9条を言う人間は利己的やということにつながったと思うんですが、でも、この日本国憲法があるから、日本は戦後これだけ軍事予算もGDP1%以内という形でずっと進めてきて、国民は潤ってきたわけです。そういった中のことを、憲法を変える前に、一内閣の勝手な判断で三要件、存立辞退危機、これも非常に抽象的でどんなでも運用ができるという内容になっていますが、そういったことを考えた場合に、ぜひ私は豊郷町長にその声を今、参議院では少なくともそれを数の力で強行に押し切る、こういった姿勢は本来の与党として、日本の国をあずかる安倍内閣でやるべきではないということをおっしゃる方は少なくともできると思うんですけども、そういったことを表明する意志はあるかないか、最後にお伺いいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、3回目の一般質問にお答えします。

冒頭に申し上げましたように、国民の理解を得られるように慎重にやっぱり審議、説明していかなければならないという。皆さんの方の意見書、それには同感しているということをおっしゃっていただいておりますので、よろしくお願いたします。

佐々木議長 次の質問を許します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村君。

今村議員 続きまして、必要な時、介護保険サービスを受けるための町支援をということで質問をいたします。

第6期豊郷町介護保険計画によると、平成27年度の65歳以上人口は1,815人で、そのうち住民税非課税者は1,253人いて、率にすると約7割も占めています。このような低所得高齢者は、医者に勧められて介護認定を受けても、利用料負担のお金の用意ができなければ必要なサービスも受けられません。そして、介護保険料が払えず、また介護認定を受けても介護サービスが受けられない実態があると住民の方からお伺いいたしました。

今、議会は決算書も出ていますけれども、介護保険料が払えない高齢者の人数と払えない実態の説明を求めます。さらに、介護保険料が払えなくて、必要な介護保険サービスが受けられない方は何人いるのでしょうか。こういう方々への町支援は必要だと考えますが、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 皆さん、おはようございます。それでは、今村議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず、必要なとき介護保険サービスを受けるための町支援のご質問の中で、介護保険料につきましては所得に応じた保険料区分によって、低所得者の皆様への配慮が行われておりますとともに、今年度よりさらなる低所得者に対する軽減措置が講じられているところでございます。なお、万が一、事情があり払えない状況になった場合には、納付相談の機会を設けておりますので、よろしくお願いたいと思います。

また、サービスに係る利用者負担が高額になった場合には、所得の段階に応じ、負担上限額が区分され、サービスが受けられやすくなっておりますし、低

所得の方が施設を利用されるときには、居住費、食費の負担限度額を設けるなど配慮はされております。

また、利用者負担に関する子どもへの相談の実態は今のところございませんが、サービスにつきましてはケアマネジャーとの連携をとりながら進めておりますし、相談事がございましたら包括支援センターや当課でお受けしたいと考えておるところでございます。

以上です。

今村議員 介護保険料が払えなくて、介護保険が利用できていない方はどうなっているんでしょうか。

医療保険課長 介護保険料が払えないという状況につきましては、それぞれの考えもございますので、子どもとしましては、納期がきたところで納期限までに納めていただけなかった方という認識をしております。その方々につきましては、現在のところ、全て現年過年と合わせまして、53名の方がおられると認識しております。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 今、課長の答弁、これは各戸に配付した「みんなで笑顔で介護保険」、議会には第6期介護保険事業計画、まだいただいておりませんから、早く提出をしてください。これは概要としてパンフレット状につくられておりますけれども、今回、私が問題にしているのは低所得者の、先ほど課長は軽減措置があると。軽減措置があるというのは、第1段階で生活保護受給者、世帯非課税、課税年金収入プラス合計所得が80万円以下、ここが0.05%の低所得者、国が出した助成金のうちで賄われている分ですね。しかし、私が提示している問題は、滞納していて納期までに払ってなくて、そういう方が53名いらっしゃる。課長が答弁されましたが、決算書を見たときにその滞納が起きる要因というのは特別第1号被保険者の特別徴収分ではなく、第1号、65歳以上の被保険者の普通徴収分で滞納が起きている金額が大きいんですね。それは、このパンフレットにもありますが、年金は年額18万未満の人というのは、月の年金が1カ月1万5,000円以下の人、こういった方々は自分で納めなさいよと、町がそういうことを求めているんですね。あとの人は年金から天引きしますよというのが特別徴収なんですけども。

今回、質問しているのは、介護保険料が滞納になって、かつ介護認定は受け

ただのだけれども、介護サービスが受けられない人がもう既に豊郷町でも出現しているという問題です。このことは結果的に本来の介護保険事業の趣旨からいえば、必要な介護を安心して受けられるための事業ですよと国も地方も、それから65歳以上の皆様みんな協力してやるんですよと、その組織自体はもう壊れているんですね。軽減措置があると言いましたが、その一番安い人でも年間2万8,000円の保険料を納めなくてははいけません。年金は2カ月に一遍ですからね。大体、年金をもらうときに少なくとも4,680円は払わなきゃいけないんですよ。1万5,000円しかない人から2カ月にわたっても3万ぐらいにしかならない人からでも、5,000円近くの保険料を徴収するというこの制度自体が異常な仕組みだと思えるんですけども、そのためにこれからの豊郷町で第6期計画の中でこういった低所得者が、65歳以上で豊郷町は7割の方が低所得者と言われる方々です。非課税者というのが1,800人のうち約1,250人ぐらい、7割の方がこういう対象になるんですけども、この問題は放置していると非常にこれからの介護保険事業並びに介護サービスに大きな支障を来すと思いますが、この低所得高齢者に対して健康と介護サービスをどう保障していくのか、それに対する答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをいたします。

今ほどおっしゃっていただきましたことにつきましては、先ほども申しあげましたとおり、ご事情によりましては払えない、保険料の払えない状況、利用料の払えない状況については納付相談なりそれぞれの相談はお受けしたいと考えておりますし、また、サービスを受けられないという部分につきましては、それぞれケアプランというものをケアマネジャーが立てていただいているわけですので、先ほども申しあげましたとおり、ケアマネジャーとの連携をとっておることから、それぞれのそういう課題がある場合にはケアマネジャーの方からもご提案があるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 なお、時間が迫っていますので、配慮のほどお願いします。

今村議員 今、保険料、利用料の納付プランにも応じていますという形で課長はケアマネジャーのいろんな提案もできますというお話でしたけれども、今、豊郷町の高齢者の実態というのは、先に国がやったプレミアムつきの商品券の問題でも

顕著にあらわれているなど思ったんですけども、担当課では年金支給日の後にしたからきつといっぱい利用してくれはると思っていましたとおっしゃっていましたが、やっぱり低所得の年金者は商品券1万円というのにもものすごくもうお金の余裕がないと言われました。3,000円つくのはわかっているけど、その1万円を今出すということに非常に余裕がないんやという形のお話を聞いて、やっぱり消費税が上がって、年金が下がりましたし、やっぱりすごく生活苦が豊郷の中では広がっているなというのをすごく感じました。

そういう中で、国の言う介護保険の第6次介護保険の事業計画などから、もうほんとうにすり落ちていく高齢者がどんどんそれから増えていくんです。よく今、下流老人って取り上げられています、豊郷はその対象者が非常に多いところです。ですから、私は以前から申し上げていますが、ここにやっぱり町の財政支援がなくして、健康な高齢者を維持していくことはできないと考えています。そういった面では、一般会計からの介護保険特別会計への繰り出し、また町独自の介護保険料、利用料の減免が必要だと考えていますが、そのことに対する答弁、町長から求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどから課長がお答えしておりますように、納付相談等も今まで受けていない、そしてまた、ケアマネからもサービスを受けられないと、そのような現状は把握していないという状況でございますので、議員さんが知っておられたら、また役場の窓口にも相談していただければ対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今村議員 この質問には答えていないですよ。私の質問には答えはないんですか。今、申し上げたことに対して。

伊藤町長 質問の要旨にはありませんので、答えるわけにはいきません。よろしく申し上げます。

佐々木議長 次の質問を許します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 続きまして、若者が定住し、子育てしやすい町づくりをということでお尋ねいたします。

わが国は人口減少社会となり、少子高齢化が急速に進む中で、出生率を上げ、人口減少を食いとめる政治課題が重要です。この状況下で、豊郷町は県下初の

高校卒業までの医療費無料化を実施して、大変子育て世帯に好評です。新興団地の造成等で転入子育て世帯が増加している一方、生まれ育った豊郷町から出ていく若者もいます。就職、結婚などの人生の岐路に立ったときに、地元豊郷で住み続けたいと思えるまちづくりに取り組むことが大事だと思います。

豊郷町でも後継ぎのいない高齢者住宅が今後、空き家になる可能性があり、若者がなぜ豊郷町から流出するのか、町の分析対策が必要ですが、この点についての町の見解を求めます。

そして、子育てするなら豊郷町と若者に選ばれるまちづくりが町振興につながります。若者世帯が親世帯と同居するための住宅改修費用や新築する際の町助成や税の減免制度などの検討も求めますが見解を求めます。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 皆さん、おはようございます。11番、今村議員の若者が定住し、子育てしやすい町づくりをのご質問にお答えをいたします。

人口減少社会の政治的課題に対しての本町での対策検討の取り組みへのご質問であります。議員の皆様方には既にご承知のとおり、国では少子高齢化の進展に的確に対応して、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたる活力ある日本社会を維持していく目的で、平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国の総合戦略が制定されました。

市町村におきましても、今後5カ年の町版総合戦略を策定し、地方への新しい人の流れをつくる雇用の創出や若い世代の結婚、出産、子育て、時代に合った地域づくり、地域連携の4つの課題に取り組むことから、本町においても今年度末を目途に、地方版総合戦略を策定するものであります。

このことから、産業界、行政、学識経験者、金融機関、言論界、子育て世代、福祉・医療部門、住民の各代表の方々と構成します、豊郷町まち・ひと・しごと創生委員会を設置いたしまして、去る8月4日に第1回創生推進委員会を開催いたしました。これから創生推進委員会での議論を重ねていくこととなりますが、第1回会議におきましても、本町からの若者の流出や子育て支援等の問題につきまして、各委員よりご意見をいただきました。今後とも、議員のご質問の分析と課題を含めまして、まち・ひと・しごと創生推進委員会で取り組みの検討を行ってまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 創生会議、町版の会議をやったという話ですが、最後に聞きますけど、そこで出た子育ての若者が出ていくということは、どういう意見が出たんですか。今後の取り組みの参考にしますので、具体的に説明してください。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 再質問にお答えをいたします。

そこで出ました意見の整理につきましては、会議録ということでもまだ整理はできておりませんが、私が聞きました皆さん方のご意見等につきまして、何点か申し上げたいと思いますので。

1つにつきましては、若い世代が出ていくのを足どめすることは重要である。町内に仕事がなくとも、通える範囲の職場であれば出ていくのを抑えられるのではないかと。豊郷町では18歳までの医療費無料を行っているので、住む場所としてはよいという意見が1点目。

それから、高齢者の転入があるということであるが、やはり働く若い世代の転入が必要である。また、彦根から豊郷町は医療費無料でいいよねと言われる。医療費無料は魅力だという意見もございます。また、老人層の方々から3世代の同居を進めている。何か子育てを手伝うことが老人でもできないかというようなご意見もございました。また、仕事を持っている人が、子どもをどう見ていくかが大きな課題であるというようなご意見もございました。また、大学進学で町外へ出て行ったら、そのまま町外に就職してしまう。企業誘致が必要かと思えますと。そういったことに対しましても、企業誘致を町独自だけでなく、定住圏等での議論も必要であるというようなご意見もございました。また、健康で長生きをする取り組みも必要であるというようなこともございました。それと、湖東エリア全体で人口が下がっている、豊郷町だけが右肩上がりの目標とするのではないと、いかななものかというようなことも出ております。

以上が、私がそのときに感じた意見でございました。

今村議員 はい、再々質問。

佐々木議長 再々質問、今村君。

今村議員 今回の質問の最後に書いておりましたこの点、若者世帯が親世帯と同居するための住宅改修費用や新築する際の町助成や税の減免制度の検討を求めますが見解については全く答えられていません。最後に答えてください。

副町長 議長。

佐々木議長 村西副町長。

副町長 基本的なことを申し上げますと、まち・ひと・しごとの基本的な考えは、まちというのは地域が特性に則した課題解決、ひとというのは先ほど来答えていますように、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援、あるいはまた人材の確保、育成と。それから、しごとというのは雇用の確保と向上と、こういうようなことをもとにしまして、今、創生委員会を核としまして人口ビジョンあるいは地方版の総合戦略というのを策定しているところでございます。

そういうような中で、当然ながら国の地方財政措置もしかりでございますが、あるいはまた税制措置、また町の財政状況等も踏まえて、このビジョンなり、あるいは総合戦略につきましても、持続可能な展望と責任が持てる、そして、まちの魅力が発信できる総合戦略を策定すべきということで今、議論を進めようとしているわけでございます。制度的なものにつきましても、今申し上げました中でいろいろまた議論もあるかと思えます。ただ、現在としてあります制度的な支援としては、住宅につきましても固定資産税の3カ年の、いわゆる2分の1減免もございまして、また、所得税につきましてもご承知のように、10年間の所得税のローン控除というのもございまして、また、それで控除し切れない部分については、いわゆる個人住民税からの控除というものもございまして、また、2014年4月から消費税8%になりました。そういった部分につきましても、いわゆるすまい給付金というものを最大30万円、そういった制度もございまして、そういったものを生かしていくことも必要でございまして、また啓発もしてまいりたいという具合に考えております。

制度等につきましても、先ほど来申し上げますように、創生委員会等を核としまして、いろんな課題、取り組みなり、あるいはそういったことを議論してまいりたいということでございます。

以上です。

佐々木議長 今村さん、次の質問を許可します。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん。

今村議員 次に、中央児童公園整備をでお尋ねいたします。

町内には施設に隣接した小規模遊園や同和対策事業でつくられた児童遊園、各字団地等の遊園などがあります。しかし、若い子育て世代の皆さんから、日中子どもを連れてゆっくり遊べてくつろげる中央児童公園的な場所が欲しいという要望があります。豊栄のさとや町体育センターはどちらも町の外れの方です。自然環境の乏しい豊郷町で大規模な児童遊園は、子どもから高齢者まで憩

える公園、高齢者が歩いて行ける公園という位置づけで考えられませんか。町の見解を伺います。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 皆さん、おはようございます。それでは、今村議員さんの中央児童公園整備をの質問にお答えをさせていただきます。

自然環境の乏しい豊郷町に大規模な児童公園をとの今村議員さんのおっしゃる趣旨は一定理解できるところもございます。しかし、豊栄のさとや町の体育センターが町の外れとのことではありますが、豊郷町の面積規模から見ましても決して遠くて利用できない距離ではないものと考えております。

このことから町内で広く安全な場所をとということでありましたら、現状では豊栄のさとや町の体育センターを一層活用いただければと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

佐々木議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 再質問、今村さん。

今村議員 今の課長の答弁のおっしゃる中身は、町として今の状態でという話でお聞きいたしました。問題はやっぱり先ほど創生委員会の議論にもなった、みんなが3世代、健康でお互いに楽しく長生きできる、そういったまちづくり。三条市に研修に行ったときに、高齢者が歩けるのは2キロ、自転車で行ける範囲は5キロということで、そういった事業展開をされておりましたけれども、豊郷町の場合、今、すまいるたうんばすを運行していただいているので、そういう便宜を考えても、やはりみんながのんびりと、朝早く行ってもそこで休憩ができる、朝早く歩いている方もいらっしゃいます。また、日中、家事を済ませて子どもと行ってもそこで子どもが自由に遊べる場所、そういった近くで。町の土地開発基金を運用して、私はそういう場所を町が積極的に設置していくということが豊郷町に若者から、また高齢者の皆さんまで笑顔で健康に暮らしていけるという、そういう事業に展開できるのではないかと。中心地的には役場の近く、隣保館の近く、いろんな事業をしている近くがやっぱり用があっても行きますし、歩いて行ける、病院にも行ける、役場にも行ける。そういう範囲内でそういうことを検討していったらどうかなと提案させていただいておりますが、そういった土地開発基金の活用でそういうことを検討できるのかどうかちょっと町の見解を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど課長がお答えしましたように、4.8平方キロぐらいの中で現在、2つのそのような芝生公園、そしてまた体育センターの方に公園もございます。実際、それでほんとうに足りないのか、そして中央部にとおっしゃいますけれども、そういうような取得できる土地があるのかないのかもありますし、やはり、いろんな議論の中で進めていかなければならないし、特に今現在進めております、先ほど若者が住む云々の話がありました。まち・ひと・しごとの、要するに地方総合戦略の中で、これは高齢者から若者まで入っていただいておりますし、それぞれ専門家、金融なり、労働関係なり、そしてまた福祉関係の方も入っていただいておりますので、そこらの議論がどういう形でそういうものが取り上げられるのかどうか議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

佐々木議長 今村さん、再々質問を許します。

今村議員 これは今後の課題ですから、これから総合戦略の中でそういうテーマもぜひ検討していただきたいと思っておりますが、町内の児童遊園の問題、ちょこちょこことあるんですけど、ほんとうに豊郷の場合は新興住宅地でもできましたが、外で遊べる場所、豊栄のさとはあそこは坂なんですよね。危ないんです、遊具が置いてあるところ。そして、体育センターはもうご承知のようにグラウンドゴルフ場が占めてきたので少なくなっただけです、遊戯場も遊べる場所も。だから、そういう町の中でおばあちゃんと子どもでも歩いて一緒に行けるとか若いお母さんでも行けるとか、そういう関係でやっぱり豊郷のまちづくりを検討していくということが豊郷にとってはこの平たんな、面積7.8平方キロメートルですよ。それを最大限に利点として活用していくべきだと思っておりますけれども……。

佐々木議長 もう時間を過ぎましたので。

今村議員 そのことについて、最後、行政施策で取り組んでいただけるかどうか検討をお願いします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

そういうような思いがあったなら、ぜひとも総合戦略の委員さんに手を挙げていただいたら、私はよかったかなと思うんですけれども。議員のそういう思いは次回の委員会で伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

佐々木議長 高橋彰君の一般質問を許します。

高橋議員 議長。

佐々木議長 高橋彰君。

高橋議員 それでは、初めての一般質問ですので緊張しておりますので、うまく言えるかどうか自信がないんですけれども、安心・安全なまちづくりについて質問をさせていただきます。

最近ではニュースや新聞で毎日のように、全国で凶悪な犯罪、また変質的な犯罪と言いますか、いろいろな事件が多発しております。最近では、皆さんご承知のとおり、大阪寝屋川の方で中学生2人が殺害されるというような、何か遠くで起こった事件とは考えられないような大きな事件も起こっております。ここに犯人と書きましたけれども、今まだ容疑者ということでちょっと訂正をしたいと思いますんですけれども、容疑者の逮捕には防犯カメラ、どうやって捕まったのかなということを非常に心配していたんですけど、防犯カメラが非常に役に立ったというように思われます。

そこで、本町でも要所に、例えば役場前とか駅前とか病院とかいろんなところに防犯カメラを設置することによって、未然に防げる部分も大いにあるんじゃないかなというようなことを考えております。そこで、設置の効果も含めまして、町の答弁の方をよろしく願いしたいと思います。

それと、2点目につきまして、本町には町の消防団があるわけですが、日夜、非常にご活躍を願っております、1日や15日、町内を回っておられるということ、夜間に回っておられるというのをよく見かけますし、ご活躍のことは非常に敬意を表するところでありますけれども、現在の町の団員の定数並びに現在の団員数。また、その中に役場の若手職員の団員数が何名ぐらいおられるのかということについて答弁を求めたいと思います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 1番、高橋議員の安心・安全なまちづくりについて、防犯カメラの設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置は、犯罪発生時には犯人の早期検挙につながるとともに、自主防犯活動等による防犯活動を補完することで犯罪抑止効果の高まりや地域住民の防犯意識の向上、また、自主防犯活動の活性化の相乗効果が期待できる

ものでございます。

しかし、一方では人には自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由がございます。プライバシーに関する権利の1つとして肖像権の趣旨がございますが、この趣旨を踏まえた中で慎重な取り扱いが必要となるものでございます。

また、防犯カメラに記録されました個人の画像は、特定の人物を認識することができる個人情報であり、個人情報の保護に関する法律に定められている個人情報として保護の対象となるものでございます。

このことから公共施設の敷地や建物、またコンビニ等の商店、地域で構成しました商店街等の限定した場所での設置が現在なされているものだと考えております。

次に、本町の消防団員の現在の団員数と役場職員の団員数についてのご質問にお答えをいたします。

本町の消防団の団員定数は、豊郷町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例、第2条によります団員の定数は50名と定まっています。現在の団員数は44人で、定数には達していない状況でございます。しかし、昨年に比べまして2名ほど増加している状況でございます。また、団員44人のうち役場職員の本団員の数は13人でございます。

以上でございます。

佐々木議長 再質問はありますか。

高橋議員 議長。

佐々木議長 高橋君。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。

当然、防犯カメラ等につきましては、プライバシーの問題もあろうかと思えますけれども、先月も私のところの字で老人が行方不明になったという事案がありました。また、町の方にもオフトーク等でお世話になったわけですけれども、そういうときにでも早期発見につながる部分もあるんじゃないかなという、福祉の面からも考えて、そういう面も今後たくさん出てくるパターンがあるんじゃないかなとも思うわけです。そういうプライバシーの問題等も当然あろうかと思えますけれども、年に1カ所ずつ増やしていくとか、いろんなプライバシーの問題をクリアした中で少しでも前進できればなと思えますので、そこら辺のご検討をよろしくお願いします。

それと、消防団員の数、役場職員の13名という数を聞いた部分におきましては、日夜活躍されているのは十分わかるんですけれども、万が一のときを考

えますと、当然、防災訓練では役場の職員は福祉班、産業班、建設班、いろいろ分かれて、いざ災害のときには行動されていることと思います。そうしたときには、町の消防団員が13人減ることになるかと思いますが、なかなか難しい問題、どんどん団員を増やすというのは難しい問題かとは思いますが、せつかく訓練をしていて、本番を見据えて訓練をしているにもかかわらず、職員であり消防団員は両方に分かれんならんとというようなことのないように、今後ご検討、努力をお願いしたいということで締めさせていただきます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 高橋議員の再質問にお答えをいたします。

まず、防犯カメラの件でございますが、当然プライバシーの問題もございます。ですから、どの場所に設置をするかということが問題になるかと思えます。各地域なり、そういったご理解が一定できるものであれば、設置も可能かなと思えますが、これにつきましては、滋賀県の警察の方からあらかじめ防犯カメラの設置及び管理運営に関するガイドラインが一定示されておりますので、今後こういった基準に合うか合わないかを含めて研究をしてまいりたいと思えます。

それと、町の職員におきます消防団員でございますが、職員におきます団員につきましては、当然、災害時、火災を含めましてですが、災害におきましては消防の業務を優先するということとなりますので、そういう災害時には当然、まずは職員であっても消防といいますか、災害活動をまずは行うということとなりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

佐々木議長 再々質問はありますか。

高橋議員 結構です。

佐々木議長 それでは、暫時休憩をいたします。10時40分まで休憩をいたしたいと思えますので、この時計で10時40分。よろしくお願ひします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時40分 再開)

佐々木議長 再開いたします。北川和利君の一般質問を許します。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、一問一答で一般質問させていただきます。

町長。介護保険事業の現在の状況について。介護保険事業について、平成27年6月定例会の一般質問において、今年度に入り、前年度よりさらに高い請求額を示しているとの答弁がありました。介護保険事業の給付費等、現在の状況について答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の質問にお答えをいたします。

介護保険事業の現在の状況についてのご質問でございますが、現在の状況といたしまして、8月給付までの実績をもとに年間事業費の給付費の推計をいたしますと、5億5,746万円となります。近年の給付費の伸びを見ておりますと、年度後半に上昇傾向にありますことから、推計はもう少し上昇すると予想されますことから、大変懸念しておるところでございます。

また、この数値につきましては修正前の第6期介護保険事業計画に基づきます今年度給付費計画数値5億5,842万5,000円から比較いたしますと、比率といたしまして99.8%というところまできておるところでございます。

以上でございます。

北川議員 議長。

佐々木議長 北川君。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

前回、そういうような説明を受け、また今、答弁がありましたが、修正でこれを可決されたというのは前回、十分理解しているところでございますが、その修正に当たって、今の状況についてというのは、要するにほかから予算を使って、一般予算、もちろん引っ張ってきていますねんけども、その中で税で介護保険の給付等を充てております。これは見直しをかけたも、修正をかけたも、要するにあくまでも税で税を補完しているということで、再確認したいんですけども、税で税を補完しているということなんですね。課長、答弁をひとつお願いします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、本来でありますと保険料分のところを一般会計から緊急的に補てんした部分というものにつきましては、やはり一般会計という税の部分もあると認識をしておるところでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 結構です。

佐々木議長 それでは、次の質問を許します。

北川議員 それでは、町長にお伺いします。灌漑揚水場の観光PRについて。

平成27年6月議会で質問をしましたが、灌漑揚水場の観光資源としての活用について、地元と協議をして今後、検討したいという答弁でしたが、協議は進んでいるのか。

また、日本で最初の蒸気機関動力ポンプによる灌漑揚水場として、観光パンフレットやホームページなどで積極的なPRを行ってはどうか答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員のご質問にお答えいたします。

灌漑揚水場の観光PRについてということですが、先の6月議会でもお答えしたとおり、石畑の農業委員さん等数名の方と情報交換をいたしました。それで、地元の意向調査を着実に進めております。

また、観光協会のパンフレット等には龍ヶ池について掲載しております。また、PRに努めていきたいと思っております。

また、ご指摘のとおり、ホームページには掲載されておられません。したがって早急に記事を作成し、PRに努めたいと思っております。

以上でございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 結構です。

佐々木議長 次の質問を許します。

北川議員 それでは、3問目。湖東三山スマートインターチェンジの幹線道路の現状はということで質問いたします。

湖東三山のスマートインターチェンジから国道までの幹線道路の整備について、これは県道として、もちろんわかっておりますが、現状はどうなっているのか答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、北川議員の質問にお答えさせていただきます。

ご質問の道路につきましては、滋賀県道路整備アクションプログラム2013という事業に基づきまして、平成25年度より着手をしていただいております。平成25年度では、地形測量業務といたしまして、現況平面測量を

していただいております。26年度及び27年度につきましては、予備設計、道路の計画の大まかな線形の設計をしていただいております。また、28年度、来年度でございますけれども、詳細設計、具体的な線形設計を行っていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

佐々木議長 再質問ございますか。

北川議員 はい。

佐々木議長 再質問、許します。

北川議員 再質問させていただきます。

今でき上がりましたけども、湖東三山も数年たちます。そんな中で、ほんとうに今、吉田地区の方の今の豊会館、車も増えております。そんな中で一刻も早くスマートインターチェンジに伴う幹線道路を進めていってほしいと思いますが、県の方に一刻も早く進めていただいて、要望とかに行っていただきたいと思っておりますけども、そこら辺の検討はどうなっておりますか、お聞かせください。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

現状、今年度もなんですけれども、用地地権者等の地なりも寄せていただいて、私も一緒について行って、現状の意向調査的なことをさせていただいています。現状では特にもう絶対反対やという形のもので聞いてはおりません。今後、用地買収なり、補償調査を重ねていく間に、どのようなご意見がいただけるかわかりませんが、努力していただくような形で、こちらからも要請していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 結構です。

佐々木議長 では、次の質問を許します。

北川議員 それでは、町長にお尋ねします。公共事業の入札方法について。

公共工事について、町内の活性化につながる地元業者のみでの入札方法の実施はできないか、答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 4番、北川議員の公共工事の入札方法についてのご質問にお答えをさせていただきます。

入札執行につきましては、建設業法第27条の12の規定によります、経営

事項評点に基づきまして、町内業者は審査評定値、また町外業者にあつては総合評定値をそれぞれ求めまして、その評定値により参加資格を定め、指名競争入札及び条件つき一般競争入札に区分して行っているところでございます。

現在は、土木一式工事の2,000万円未満の設計額の工事につきましては、審査評点値650点未満の町内業者で指名競争入札を実施しているところでございます。

佐々木議長 再質問ありますか。

北川議員 はい。

佐々木議長 再質問を許します。

北川議員 今、入札方法としては僕の認識のしているところでは、一般入札、インターネットを使って募集しているという、指名というかそういうのをやっていますわね。僕がちょっと聞きたいのは、県単位で言うと鹿児島県が要するに県内だけの業者だけで何十億の仕事であろうが、指名入札でしています、鹿児島県は。自分の県の中でそういう技術者がいなければ、ゼネコンを下請けで使ってもよろしいという目的で、鹿児島県の方では入札方法をとっています。僕が言いたいのは要するに、うちの町の業者だけで、先だっても中学校のトイレの改修に当たっても、うちの町の業者じゃありません、落札が。隣の彦根市の方です。僕はうちの町で指名をして、活性化につながる方法をとれないものかとお尋ねしているところなんです。それについての答弁を願います。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたのは、一般土木一式で2,000万未満はほぼ町内業者というようにご理解いただいていると思いますが、それ以外でご質問がございました。建築につきましては、出ています参加業者は町内は4業者ということになります。当然、建築等につきましてはそれぞれの規模なり、また実績のこと、それと技術者なり、管理者、監督者の人数等が当然条件ということになってきます。

例にごございました鹿児島につきましては、やはり金額的な規模ということも問題になるかと思いますが、本町ではそういった大きな規模の工事というのはなかなか考えにくいのではないかなと考えております。

それで、一定入札には町内業者なり、町外を区分して実施をしているときもございますが、それはあらかじめ審査委員会の中で決めました基準によって業者の方を選定させていただいているということでございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

北川議員 はい、議長。

佐々木議長 再々質問を許可します。

北川議員 先ほどもありましたけども、先ほど僕がお聞きしたので、答弁いただいておりますけども、今後、一般入札についてでも、要するに建築だけじゃなしに土木もですけども、うちの町の業者だけで指名入札というのは考えていけないものか、僕はそういう形をとっていただきまして、地元業者の活性化につながる、確かにいろんなことが過去にありました。しかし、活性化のことを考えると、やはり地元業者のみでの入札の方法が今後、考えていけないものか、最後に答弁をもう一度お願いします。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 北川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

工事につきましては、やはり問題になりますのは、技術力が問題になってきます。ですから、工事の内容の特質性とか経験、そういったものも含めていく必要もございます。ですから、その工事の内容によりまして当然、指名競争入札なり、条件付きの一般競争入札を行うということにしておりますので、今後、研究といいますか、1つのことは考えられますけども、いますぐそういった、改めるといふことは非常に難しいのかなと考えております。

佐々木議長 鈴木勉市君の一般質問を許します。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 一般質問をいたします。

まず、日栄小増改築計画について問います。6月議会で日栄小の教室不足解消への取り組みについて質問いたしました。教育委員会で協議をしており、決定した案を議会に報告させていただきたいとの回答でありました。

そこでまず、教育委員会で決定した案の説明を求めます。

2つ目は、今後のスケジュールについて明らかにしていただきたいと思いません。

次に、役場庁舎改修事業について問います。役場庁舎の改修については、議会ごとに質問をして取り上げてきましたが、6月議会では町行政として今後のスケジュールを明らかにしていただきたいということを求めましたが、答弁がなかったように思われますので、その点について回答を求めます。

保険者支援制度を活用し、国保税引き下げの検討を求めます。3月議会の質

疑で、私は国保法の改正による保険者支援制度の拡充を活用し、国保料の引き下げを検討することを求めました。そして、その純増分の使い道の報告を求めたところ、町は9月議会頃までに報告をするとの答弁でありました。

そこでまず1つ、純増分は概算で幾らぐらいなのか。その使い道をどうされるのか明らかにしていただきたい。

2点目は、直近の軽減世帯数を明らかにしていただきたい。

3点目は、今年度からの補助率の拡充が具体的にどう拡充されたのか明らかにしていただきたい。

4点目は、補助率の拡充により、概算で保険者支援分の増額分がどれだけになるのか明らかにしていただきたいと思います。

また、市町の一般会計から国保会計への繰り入れについて、1,000億円の地方財政措置、財政安定化支援事業が講じられているがこれを把握しているかと質問をいたしましたところ、これについては把握をしていないと、事実確認をしたいとの答弁でありましたので、事実確認をされたのかどうか、その結果がどうだったのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、療育手帳保持者Bの方への助成制度の創設を求めます。現在、療育手帳Aの保持者には助成制度がありますが、その他の保持者には基本的には助成制度がありません。そこで、次の点について回答を求めます。

①療育手帳保持者数を明らかにしていただきたい。

②現在の助成制度の内容を明らかにしていただきたい。

③手帳Bの保持者に助成制度を拡充することを求めますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、町内の交通事故対策について問います。夏休み中に中学生が2件、交通事故に巻き込まれたと聞いておりますが、どのような事故で、その原因は何であったのか説明を求めます。

最後に、全ての子どもがスポーツに参加できる対策をについて問います。6月議会で私は町が策定した豊郷町スポーツ推進計画の具体化について質問をいたしました。今後テーマに基づき具体的な計画を協議、策定していくとのことでありました。そのスポーツ推進計画の中の「支える」の目標の中に、誰でもスポーツに親しむというのがありますが、それを具体化する1つとして、全ての子どもがスポーツに取り組む場合のいろんな道具などのレンタルを例えば検討してはどうかと考えますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の日栄小増改築計画を問うのご質問にお答えいたします。
このことにつきましては、去る8月25日の全協におきましても説明させていただきましたが、子どもが安心して安全な環境の中で勉学できることを前提に教育委員会で十分な協議をいたしました。その結果、プールを壊して、その場所に増築校舎を建てた方がよいということになりました。また、現地の方にもご足労いただきました。議員の皆様にはご理解いただけたと思っております。

次に、スケジュールを明らかにされたいということですが、このことにつきましては、議員の皆様には議決をいただかなければならない関係上、議会事務局も承知をされておりますが、25日、全協を開いていただき、29日に追加議案の提出をさせていただくようお願いしております。保護者への説明会も予定しておりますが、また未定ではありますけれども。10月下旬または11月上旬に入札をして、また11月に臨時議会を開いていただいて、契約議決の承認をいただきたいと考えております。また、年内の工事の完了は難しいと考えますので、繰り越しも視野に入れて考えております。一旦、図工室を教室にして、仮設の図工室を建てることで、不便の解消をと考えております。このことも8月25日の全協で説明させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの役場庁舎改修を問うのご質問にお答えいたします。
庁舎の改修については、先の3月議会のご質問に、今後、旧館棟を残すのか残さないのか、その方向性をただしていただくことで判断が異なるものと思っております。これまで行政として説明させていただいた経緯を踏まえて、住民代表でございます議員としての今後の庁舎のあり方と改修内容につきまして検討いただきまして、総意をまとめていただくものについて今後は我々も対応してまいりたいということでお答えさせていただきます。

また、6月議会では最終的に議員の皆さんがD案で改修をするというのか、またD案ではなく旧館を残して改修していくのか結論を出していただいてお答えをさせていただきたい。今現在も待っております。しかし、来年4月より施行されます、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法を順守しなければならないこととあわせて、平成29年4月よりの消費税の引き上げも視野に入れなければならないと感じているところでございます。よろしく願いいたします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の保険者支援制度を活用し、国保税引き下げの検討をということでございますが、まずご質問の1点目といたしまして、純増分は幾らになったのかということ、またその使い道をどうするのかということでございますが、現在のところ、具体的な数値につきまして当初秋頃、県より内示の予定をしておりましたが、いまだ示されておられませんので、前年度との比較のみの単純な試算といたしまして1,700万程度になるのではないかとおられます。用途につきましては、給付費が増大してきている状況を踏まえ検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、2点目の直近の軽減世帯数につきましては、7割軽減世帯が369世帯、5割軽減世帯が181世帯、2割軽減世帯が121世帯となっております。

次に、3点目の今年度からの補助率につきましては、各軽減比率に対する支援率といたしまして、7割につきましては15%、5割につきましては14%、2割につきましては13%となっております。

また、4点目の補助率の拡充による保険者支援分の増額の概算でございますが、先ほど申し上げましたとおり具体的な数値については県よりまだ今のところ示されておられませんので、先ほどの前年度との比較の単純な試算から26年度の実績926万9,000円を引きますと、770万程度になるのではないかとおられるところでございます。

最後に、3月時に算定内容について把握していないと申し上げておりました財政安定化支援事業につきましては、地方財政措置として講じられているものでございまして、低所得者率や病床数、また被保険者の年齢構成比率などを考慮し、交付税に算入されておるところであり、国の算定した額を繰り入れておるものでございます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員さんの療育手帳保持者Bの方への助成制度をのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、療育手帳保持者の人数ですけれども、8月末現在で88名おられます。このうち、手帳Aの方が35名ですので、鈴木議員がお尋ねいただいておりますBの方は53名ということになります。

次に、助成制度の内容についてですけれども、現在、福祉医療費の助成制度としまして、重度心身障害者、障害児の医療費助成制度があります。この中で

身体障害の程度が1級、2級、3級、そして療育Aの方、そしてまた、身体障害の程度が3級で療育B1の方、この方々につきましては、医療費の助成が行われております。

最後に、手帳B保持者への助成制度拡充を求めるかどうかというご質問でしたけれども、手帳B保持者の方々への医療費助成に取り組めるよう、現在前向きに検討準備を進めているところであります。償還払いによります医療費の助成の方法はどうかとも考えておりましたけれども、福祉医療費の枠の中で助成を行っていく方が、対象となる皆さんにとりましても有効、有益であろうという判断から、できるだけ早期に福祉医療費として取り組めるようにしていきたいと考えております。そのためには、今後、条例改正など必要な措置も出てくることとなりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

教育長

議長。

佐々木議長

横井教育長。

教育長

鈴木議員の町内の交通事故対策を問うというご質問にお答えします。

特に夏休み中に中学生が事故に遭うというようなことが2件ございました。ご指摘のとおりです。2件とも部活動を終えて帰宅途中に起こったという事件です。1件目は、7月19日に八目の細い路地から中山道へ出るところ、ちょうど林さんというお寺のところがあるかと思えます。そして、伊藤忠商事とのその間の細い路地から出てきたところで、中山道で自動車と接触しました。中学生は転倒して救急車で病院に搬送されましたが、受診の結果、骨に異常はないということで、左膝の擦り傷程度で済んだということです。

また、2件目は、7月24日にこれも夕方に部活動を終えて帰宅途中に、石畑の字内から中山道へ出るところで自動車と接触をしたというような事故がありました。幸いいずれも大事には至りませんでしたけれども、大変危険であることから安全指導の徹底をすぐに学校の方には連絡をしたというようなところでございます。

今回の事故の原因ですが、今ほどもお話しさせてもらったとおり、2件とも残念ながら路地から大きな道路に出るときに、出会い頭の事故であります。交差点での一旦停止、安全確認を怠ったことが原因であると考えています。それぞれ学校にはその都度また交通安全の徹底について指導もいたしました。

以上でございます。

社会教育課長

議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の全ての子どもがスポーツに参加できる対策をのご質問にお答え申し上げます。

現在、本町の体育館とグラウンドの使用にあっては、気軽に誰もがスポーツに親しんでいただけますよう館内使用の道具として、バドミントン、卓球、バスケット、バレーボールのラケットやボールなど、また屋外使用の道具としては、グラウンドゴルフ、テニスのスティックやラケット、ボールなど、他の市町に引けを取らないサポート体制で道具を備えつけご利用いただいております。

また、利用者は自分の足に合ったシューズやスパイクを持参され、それぞれの形でご利用いただいておりますので、レンタルについては考えておりません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

佐々木議長 再質疑から一問一答になっていきますので、よろしく申し上げます。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 まず、日栄小の増改築計画について再質問いたします。

決定した案は確かに全協でも説明がありました。私はこういう質問をしておりましたので、発言を控えておりました。いくつかの点について少し質問いたします。

1つは、これで決まったという説明を受けたんですが、これはこれで決まったのはあれですが、この案を決定するまでに教育委員会が何回開かれて、どのような意見があったのか。やっぱりその説明がないとなかなか共通理解ができないと思いますので、この案を決定するまでに教育委員会が何回開かれて、具体的にどういう協議があったのか、その点について説明を求めたいと思います。

2つ目は、10月下旬に入札をして11月に臨時議会を開いて云々という話がありました。とても来年4月には間に合わないということなのですが、それは物理的に間に合わないというのはそれはそれで理解をいたしますが、それならば工事はいつどのような形で実施をするとお考えなのか。例えば、学校の授業中に工事をしなければ、なお間に合わなくなるということになりますが、そうするとそれに対する仮設の前に、そのやっぱり対策をきちっとやるということが必要なのではないかと思います。その点についてどうするのか説明をお願いしたい。

最後には、この案でいきますと、現在の日栄小の職員駐車場は解体すると、なくなるわけですね。この前の全協の説明では、この保育園の方の使っている

駐車場、これが日中が空いているのでここを活用していきたいということだったと思うんですが、とてもそれでは場所的に合わないのではないかと思うんです。今も職員の駐車場はいつもいっぱいですよ。これは提案ですが、やはり私は職員の駐車場は職員駐車場として確保すべきだと。この後の課題ですが、確保すべきではないかと思うんですね。今の保育園の駐車場ももともとこれと言いますと、実習実験場といいますか、いわゆる学校田を縮小したものですから、本来はもっと広いものでなければならぬと思うんですね。そういう意味で言えば、時間もたっていますから、例えば隣接の田畑の改修も含めて検討させて、職員の駐車場と学校田を確保していくということを検討すべきではないかと思いますが、回答をお願いしたい。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の会議を4回開催しております。5月28日、6月3日、6月15日、6月25日と開催しております。

工事の関係なんですけれども、12月頃に着工できたらいいのかなと事務局の方で業者の方ともしゃべっております。また、詳しいことは今度25日にまた全協が開かれますので、そのときに具体化したお答えをお示しできるかもわかりませんので、そのときにはよろしく願いいたします。

また、職員駐車場のことなんですけれども、それも私たちもどういうふうにしていったらいいのかということも考えております。田畑の関係、今後またいろいろと検討していく中で田んぼ等を改修しまして、その中でよりよい小学校の環境を整えるために頑張って改修等も視野に入れて考えていきたいと思っておりますので、そのときはまたよろしく願いいたします。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 1点は、回数はわかりました。4回の会議でどういう協議がされたのか内容について説明がありませんでしたので、それをお願いしたい。

それから、2点目のスケジュールですが、12月着工というのはわかるんです。私がお聞きしたのは、例えば12月着工だと、3学期に学校が再開するときに工事をしていくことになるわけですから、その対策をどうするのか、この点を検討されているのかどうか、この2点。

教育次長 議長。

佐々木議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

教育委員会で協議をされた中身ですけれども、建設場所、工事が間に合わないときにはどうしたらいいのか、後利用の対策とかいろいろ出てきました。その中で、メリット、校舎と隣接するために移動が便利で連絡調整がしやすいと、そういうことも出てきました。プールを壊すことについては、昭和41年から全然、外壁の改修がされておられませんので、そこら辺もひび割れ、水漏れもし、土台はほんまにがたがたになっていると、そこら辺を重視してプールを壊して建てた方がいいやないかと、委員さんもそれぞれの意見を持ち合わせて、そういう結果になりました。

また、12月の着工になりますと、授業が始まります。防音対策等も業者ともいろいろ今詰めている段階で、そこら辺の具体的なところはまた今度の全協でそれも含めてお答えできると思います。またよろしく願いいたします。

佐々木議長 次の再質問を許します。

鈴木議員 議長。

佐々木議長 鈴木君。

鈴木議員 役場庁舎の問題ですが、先ほど町長から答弁がありましたので、私もお聞きしたかったのは、町としては今、町長の答弁がありましたけども、もうD案でいきたいと、実施設計もしたと住民への説明も済ませたと。その中で旧来で言えばA案というんですか旧館を残すのかどうかという話が出てきたので、そのところを今、議会として旧案、いわゆるA案でいくということなのかどうということなのかということをごどちらなんだということをご総意として議会で決めてほしいということなのかどうか。それとも、町が執行部から提案されてきた現在のD案ですが、D案に議会として賛成いただけるかどうか、そういうところをまとめてほしいということなのかちょっとその点が。今の回答では、旧館を残すかどうかということをはっきりしてほしいと聞こえたのですが、確認をさせていただきたいと。

それから最後にもう1点。これも今、町長もおっしゃいましたが、来年の障害者差別解消法の実施とか、それから再来年に迫っている、今は10%云々の消費税がありますから、ということも含めて、町長は6月議会で一向に議会のお答えがなければ、原点にかえってどうするかしっかり判断をしたいと答弁されました。しっかりと判断をしたいという意味は、今おっしゃられた障害者差別解消法の施行や10%も含めてどこかできちっと判断をしたいという意味なのかどうか、その点もう一度確認をしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

このA案、D案というのは、共産党さんの議員から3月に私の方に要望書を提出されました。A案、要するに昭和5年の庁舎をそのまま残して改築するように、使用するようにと、それでやったらしっかりと実施設計をA案でいくということにまとめてもらわなったら、D案の方もあれば、このA案の実施設計は潰れてしまいますよと、そうしたら町民に余計負担をかけなくてはなりませんよという話をお話ししました。議員はそのとおりやなということで、それで3月議会のときに、これは特別委員会を立てても方向性を決めなあかんと言っておられました。だから、そのお答えが返ってくるものと、いつもお待ちしているというのが実情でありまして、返ってこなければ個人的な意見だなということで私は流させていただきたいと思います。

それと、原点に戻ってというのは、これはやはり今、議員がおっしゃったように、来年の4月からは障害者差別解消法という、特に障害をお持ちの方、特に高齢者の皆さん、これもこの法に当てはまります。その方たちのご意見を聞いて、そしてこのD案に落ち着いたわけでありまして。そういう思いもやっぱりしっかりこれは行政は義務ですから、それを原点に戻って考えていかなければならないのではないかな。それと、消費税が上がる、その時期もありますので、それで原点に戻って最終的に判断しなければならない時期が来るのではないかな、こういう思いであります。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 いいえ、次の質問にいきます。

佐々木議長 それでは、次の質問を許可いたします。

鈴木議員 国保税の問題について再質問をいたします。

まず最初に、厚生労働省は毎年9月に国民健康保険実態調査を行っておりますが、それによりますと、豊郷町の国保世帯の平均所得が91万6,236円、全国平均は166万9,000円で、所得に対する負担率は豊郷町がおおよそ15%、全国平均がおおよそ9%で、負担感が本町では非常に高くなっている。このことが生活を圧迫している要因ではないかということ、2012年3月議会で明らかにさせていただきましたが、今も基本的にはその生活実態は変わっていません。国保世帯のこの生活実態について、町長がどう認識されているのか、まずその見解をお伺いしたいと思います。

次に、軽減補助率が70%、50%、20%の方が15、14、13とお聞きしましたが、私が最初に質問いたしましたのは、例えば70%世帯は現行何%であったのが、何%に拡充されたのかということをお伺いしたので、その点、重ねて説明をお願いしたいと思います。

それから、支援分の概算はおおよそ770万ぐらいじゃないかということで明らかにしていただきましたが、3月議会で私が県に問い合わせでおおよそ800万ぐらいではないかということでしたので、ほぼ同じような数値だと思います。ただそのときに少し気になりましたのは、町長は行政に連絡する場合にそういう数字を言うのはどうかというお答えだったのですが、実は6月の彦根市議会では、彦根市が、支援見込み額が8,700万ぐらいなんです、彦根市で。と回答をされています。これは彦根の6月議会の会議録です。ですから、そういう意味では本町でも見込み額を明らかにすることができるのではないかと考えていたのですが、これは概算の概算でということも私は理解いたしますが、770万ぐらいだということが明らかにされましたので、これは了としたと思います。

次に、これは提案ですが、国保は所得割、資産割、均等割、平等割で、その保険料が算出されています。つまり、資産割、所得割、均等割、平等割で算出されているということは、逆に言えば軽減措置をどうするかと考えた場合に、いろいろなバリエーションを考えることができます。逆転の発想に立つことができると思います。

幾つかのバリエーションについて提案をしたいと思います。1つは、まず2012年3月議会で私は現行豊郷町の資産税、35%になっているんですが、この35%の資産税を当面15%引き下げて20%にしたらどうかと。その場合の必要な経費は幾らかになるかと質問をさせていただきました。当時の担当課長は、単純計算でおおよそ645万程度と答弁をしています。これは会議録をごらんください。この額は今、支援分で概算の概算やったら770万円より低いわけですから。例えば、本町の35%の資産税を20%に引き下げることが、この純増分を使えば可能になるのではないかと1つ提案したいと思います。

2つ目は、福島県のいわき市では、この保険者支援制度を活用し、従来の所得割額8.7%を7.0%に引き下げ、1世帯当たり6,708円の引き下げを今年度から行っています。ここは所得割額の引き下げです。

3つ目は、北九州市の例をご紹介します。北九州市では、今の国保料では子どもが多いほど、均等割で子供の数が多いほど保険料が増えてまいります

から、ここを何とかしようということで、北九州市は2008年から子どもが多いほど保険料の均等割の軽減措置、多子軽減措置というのを実施されています。これは均等割での工夫です。

4つ目は、県内でもこの保険者支援分を活用して引き下げたところがあります。甲賀市は今年から所得割を減らして、0.2%引き下げてこの4月から実施しています。

つまり、私が申し上げたいのは、このように今回の保険者支援制度を活用し、いろいろなバリエーション、工夫をすれば、国保税の引き下げが本町でも可能であるということでもあります。来年度からの実施に向けて、私は私なりに考えましたバリエーションを提案させていただきましたが、その検討を始めていただきたいということを提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 6番、鈴木議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

ちょうど私に国保の現状は知っているかどうかという質問であったと思います。現状は十分認識しておりますし、そういったことでこれは県単位の平成30年4月から実施するというような方向性になっております。これはやはりいかにしてそういうような所得の少ない方、負担増の方々はどういうふうな形でやっていくかという、そこをやっぱり見きわめていかなければならないと、このように思っております。

その算出方法等が今後、県の中で19市町の中で議論されます。豊郷町としてはどういう方法が一番最適なのか、いろいろな意見を述べながら方向性を定めていきたいと、こういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

医療保険課長 議長。

佐々木議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、私の補助率のところでは7割、5割、2割を15%、14%、13%と申し上げました。それが26年度はどれだけだったのかというところで申しわけございませんでした。7割が12%から15%に補助率が上がります。また、5割軽減につきましては、6%が14%に上がりました。2割軽減につきましては、今まで補助がなかったところが13になったということでございます。

以上でございます。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 鈴木君、再々質問を許します。

鈴木議員 今、課長から答弁がありました。つまり7割補助が12%から15%、5割軽減が6%から14%、これは8%の増ですね。2割軽減世帯については全然補助がなかったものが13%になると。これは大きな前進だと私も思います。問題は、この前進した部分で本町で純増分になるというか、増加になる、これが700万になるのか800万になるのか、決定した数字はわかりません。12月頃には確定数値が出るとは私も承知をしています。

問題は、これをどう活用するかということはずっと提案をさせていただきました。今、幾つかのバリエーションについて提案をさせていただきました。実は国は全国自治会、全国市長会、全国町村会との間で、公費拡充等による財政基盤の強化として、この平成25年度以降、毎年3,400億円の財政支援を国が行うということで確認し、その1,700億円分が保険者支援制度で実施される。さらに、2017年度以降は毎年国費を1,700億円追加支援することで合意をしています。

何が申し上げたいか。町長は現在、滋賀県町村会の会長でもあり、全国町村会の理事もされておられますから、国とのこの合意事項も当然承知をされていることと思います。先ほど、私が国保世帯の町民の厳しい生活実態について、町長はどう認識されているかとお尋ねをいたしました。十分に理解をしているとのことのお答えでありました。私は、町長がほんとうに町民の厳しい生活に心を寄せるならば、来年度からの実施に向け検討を始めることが町民のこの厳しい生活をほんとうに理解したことになるのではないかと。政治家がほんとうに理解するというのは、それを実行に移してこそ町民の生活実態を理解したことになるのではないかと私は考えます。ぜひ国保税の引き下げについての検討を始めることを求めますが、町長に答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 6番、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

議員おっしゃったように、1,700億円は一応確保できて、残りの1,700億円はしっかり国が確保すると、29年までということで、そのもとに、これはやはり県が財政に対応するというので県知事会がやっぱり強引にされた。そしてまた、我々、市町にも県が逃げたらいかんということで、国にしっかりと3,400億円を支援せないかんぞということで、それはそれぞれの思いは違いますけれども、県、そして市長会、町村会で歩調を合わせてやっていった。

まだまだ不満な点がございますけれども。ただ、その3,400億円だけで今後が成り立つかと言ったら、それは保障できない。今後やはり医療費は伸びていくわけですから、それをしっかり踏まえていかなければならない。そういった中で、先ほども申しましたように、やっぱり30年4月に向けて、どういう形で算定方法も出てきます、そしてやはり応能応益は取り入れてもいかなんだら、そして今、議員がおっしゃったように、小手先で下げて、また30年4月に上がっては何なりませんし、そこらを十分踏まえた中で我々は対応をしていかなければならない、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 次の再質問を許します。

鈴木議員 療育手帳の問題ですが、88名おられると。そのうち私が質問させていただいたBの保持者の方が53名おられて、現在、助成制度の対象になっているのが身障の1、2、3級とAと、それから3級でもAとか持っておられる方の複合の方は対象になっているということでしたので、純粹に対象になるのは53名なのかどうか。ちょっと純粹に対象になるのか、53人はわかったんですが、複合の方もおられますから、純粹に対象になる者が何名なのかということをお教えいただきたいと。

それから2つ目は、前向きに検討をしていただけるということなので、ぜひ実現をしてほしいと思いますが、これは福祉医療の中で検討したいということだったと。もう少し中身がどういう中身なのか、回答できる範囲で結構だと思うので、今、検討中だということですから、できる範囲で結構だと思いますので、お答えを願えればと思います。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど対象になる方、純粹にBの方で該当がないという方につきましては、現在のところ39名の見込みです。

それと、福祉医療の方が有効であろうという意味ですけれども、先ほどの答弁でも少し触れさせていただきました、償還払いを最初考えているということをおっしゃっていただいたと思うんですが、償還払いですとまず、受診された方が実際に代金を支払った形で、それで1カ月、2カ月、あるいは3カ月後にしか本人さんの方に返せないような状態になってしまいますので、福祉医療になりましたら、福祉医療の券を出せば、医療機関でそのままいけると。ただ、国保連合会等の関係や県内の医療機関等の調整もありますので、最終、本人さんの

方に有利な形とするには、福祉医療の形を持っていった方がいい。ただ、時間が少しかかるかなというところがありますので、ご理解いただきたいと思いません。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 再々質問、どうぞ。

鈴木議員 例えば、この手帳保持者の中でも非常に厳しい生活実態があるというのを私もお聞きしました。例えば、なかなかAにはいかずにBなんだけども、なかなかそういう施設の数がないということで、定員が足りないといういろいろありまして、なかなか入れないと。ところが、子どもがそこで急変したときに連絡がある。すぐ当然、保護者の方は駆けつけられるわけですが、そういう事態が何度もたびたびあって、実は会社をリストラされたという方もおられるとお聞きをしていると。そういう意味ではすぐ全ての事が解決されるとは私も考えませんが、今、前向きに検討されているということと、少し時間をいただきたいということだったんですが、これは来年度からの実施に向けて検討をするということで理解をしていいのかどうか、その点だけ確認させてください。

保健福祉課長 議長。

佐々木議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

思いとしましては、先ほども申しましたように、早期に、ですから条例改正等もできることであれば、次回の議会にでも提出できるぐらいの準備をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

佐々木議長 次の再質問を許します。

鈴木議員 交通事故対策について再質問をいたします。

先ほど、中学の子どもたちが部活動の帰りに2件出合い頭の事故があったと。2件とも中山道の事故だったというお話がありました。最近、ネット社会で非常に便利なものがありまして、日本地域番付というのがあります。これを見ますと、豊郷町は滋賀県で交通事故発生率が一番高い。豊郷町が0.806%、次が草津市で0.779%、3位が近江八幡市の0.725%となっています。また後でござらんいただければいいんですが、豊郷町が滋賀県で一番交通事故が多いという実態を把握されているのかどうか、答弁を求めたいと思います。

次には、豊郷駐在所が毎月、広報を発行されていまして、実はこの中にちっこいんですが、侵入窃盗が何件、自転車盗難が何件とあるんですが、この町内

で起きた交通事故についての特徴や状況について把握されているのかどうか。実はきのうも私の杉のところからちょっと出た中山道で交通事故がありまして、警察車両がたくさん止まっていたのですが、まずこの豊郷町の交通事故の現状のランキングが、これを見てもそういう状況なんだということ把握されているのかどうか、まず答弁を求めます。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

以前にも駐在所が発行しています件数の取り扱いについて質問があったと思っています。現在言いました事故の割合については、県が出している順位で間違いはございません。ただ、その統計的に県警がまとめているものでございますが、それは事故が起きた場所の件数でいっておりますので、必ずしも豊郷町民が対象の事故でということではございませんので、その点は、要するに8号線なり、町外から入ってきて通過する事故等も全て含まれての件数でございますので、豊郷町民以外の方も当然事故の件数としてはあるということで、その分析についてはなかなか県警も正直なところは言っただけでないので、なかなか数字的には聞いておりませんが、数字的にはそういう順位で間違いないと理解しております。

佐々木議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

鈴木議員 そのことは重々承知をしています。8号線もありますからね。そこで、私が提案したいのは、やっぱり中山道が多いわけですよ。この中学生も含めてね。構造的な問題はないのだろうか、そういう視点での検討はどうなんだろうと。補正予算でも今度またグリーンベルトをつけると。グリーンベルトはいいことだと思うんですが、逆にあれをしますと、道が広がって、車がそこに入ってしまふんです、グリーンベルトの上を。あれはあれでわかりやすいんですが、走ってしまう。そうすると、私も自転車で走行中に何度か怖い思いをしたことがあります、自転車に乗っていますとね。こういう構造的な問題の視点というのは、例えばそのグリーンベルトと車道の間にはゴムできているような、ああいう例えば車道と歩道を区別するようなそういうようなものを設置するとかね。今であれば、出合い頭で大体できているところ、わかるじゃないですか。今の杉から出たところ、それから警察署のところ、向こうのところ、交通事故の目撃者を捜しますという立て看板が立っていますよね。例えば、そういうところ

でもそういうことをするとか、何らかの対策を今後、検討していく必要があるのではないかと考えましたので、提案をさせていただいたんですが、そういう視点はお持ちになりませんか。

総務企画課長 議長。

佐々木議長 村田総務企画課長。

総務企画課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

道路等の安全施設については、私どもの担当ではございませんが、ただある一定の規制については、公安委員会の必要がございますので、その点どうかというのはいは考えます。

それと、日常生活の中で当然、路地、狭い道等があります。その全てについてというのはなかなか難しい状況もありますので、現状、私どもが考えておりますのは、まず自転車に乗る場合ですと、やはり自転車の乗り方、マナー、そういったものについてやはり啓発をする必要があると思いますし、それと、中山道につきましても一応、看板といいますか、そういうようなものも設置しておりますので、現在、有効的な範囲内で私どもは啓発なり、そういったことをしていきたいと考えております。

佐々木議長 次の再質問ありますか。

鈴木議員 はい。

佐々木議長 どうぞ。

鈴木議員 最後の質問ですが、社会教育課長の回答は答弁になっていないんです。私が求めたのは、6月議会でこれを質問しました、この中に「支える」に誰もがスポーツに親しむ云々とあるから、これから検討、協議をしていくんだと。このことの作成については言いません。これから協議、検討していくのだという答弁だったので、例えば今、備えつけてあるものを聞いていないんですよ。もう少し詳しく言いますと、例えば昨今、野球にしる、サッカーにしる、剣道にしる、非常に道具が高くなっているんですよ。例えば、野球でもサッカーでも剣道でも、例えば部活だけで豊郷だけでやっている子どもやったらいいです。例えば、サッカーの場合だったら、豊栄スポーツがあって、湖東選抜があって、県選抜があって、中には全国に行っている子どももいますよ。そうすると、ユニホームだけで4つ要るんです。要るんです。うちの孫もそうですけど、これ大変なんですよ。一例を申し上げましたけど。野球でもそうですよ。もう野球は言いません。剣道なんかは最たるもんですね。防具が5万ぐらいするとか聞きました。これはなかなか社会的弱者の子どもが例えばそういうのを習いたいと思ってもなかなか行くことができない。そういう観点でいつでも誰でもスポ

一ツに親しめるということは、そこを保障することじゃないかということで答弁を求めます。

社会教育課長 議長。

佐々木議長 浅居社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

ユニホームあるいは道具について、かなり高価なものが必要であるということで、その補助なりレンタルなりということのご質疑の目的かと思われるんですが。

鈴木議員 検討したらどうかと提案しているんじゃないですか。

社会教育課長 現在、私どもの体育センターとグラウンドに備えつけてあるものについては、聞きたくないというような話なんですけれども、他町の事例を参考にするならば、1市3町の中でこういった形の対応をしているのかということについてお聞きしたんですけれども、その備品あるいは道具についてのものしか確認はできていないんですが。

鈴木議員 検討したらどうかと言うてるんでしょ。

佐々木議長 浅居社会教育課長。どうかぴしつと言うてもらわんと、検討とか言うてはるけど、できないのならできないと。

伊藤町長 支えるというのは、こういうことに当たるか当たらんかということをしっかり押さえた中で答弁してください。

社会教育課長 鈴木議員の支えるという計画書の中の趣旨の中で、このテーマについてはご存じのとおり誰もがということなんですけれども、誰もがスポーツに親しめるということが前提になっているということなんです。その中で地域の人たちが子どもから高齢者までが親しみ、連帯感を持ってスポーツに取り組むということが1つの目的になっているというところもありますので、用具なりのレンタルについては現在のところ考えていないとお答えさせていただきたいと思えます。

佐々木議長 それでは、時間が参りましたので、西澤博一君の一般質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

佐々木議長 西澤博一君。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。

町道路等工事受益負担規程を問うということで、平成27年3月議会で町道路等工事受益負担規程について質問をしました。その中で、課長の答弁は①時代に合った見直しをする必要があると考えていると。②通学道路、また公共性の高いところは検討の課題として考えていきたい。また、③年度も含め財政当

局と考えていきたいとのことでしたが、その後、検討されたと思うんですけども、どのような結論が出たのか答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

現時点では、結論としては出ておりません。でき得れば来年度に各字の負担軽減をすべく規程の改正を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

佐々木議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 再質問、許します。

西澤博一議員 今、課長の答弁の中でできていないと、来年度、各字のことについて検討をしたいということでありましたけれども、3月議会からこの9月の間に、1回もそういう話はなされなかったんですか。私は町民の代表としてここに来ております。あったんかなかったんか、そこだけはっきりしてください。

地域整備課長 議長。

佐々木議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

町長とはお話しさせていただきまして、12月予算にという形でどうでしょうかというお話はさせていただいております。

佐々木議長 再々質問。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 再々質問、許可します。

西澤博一議員 やはり、里道の関係でございます。やはり町内全体、当字も含めましてですけれども、通学路、また防災道路等で各字によって、やはり財政事情が違ってくると思うんです。ほかの字に聞きますと、やはり排水路等をやりたいけれども、しかし負担等が高くなっているんで、なかなかできないでいるという意見もお聞きしました。今の課長の答弁にありますけども、来年度も含めまして、これは早急に考えていただきたいと。

ただ思いますのは、何でもかんでもやればということは考えておりません。やはり利便性、また公共性の高いところについては町としての対応をお願いしたいと思っております。これは町長から答弁をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

佐々木議長 伊藤町長。

伊藤町長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど課長が言いましたように、来年度から対応できるようにしていきたいと。ただ、里道にでもいろんな里道があるということ、そこをやっぱり押さえていかなければならないと。議員おっしゃっている、そういう里道はほんまに普段一般的に使っておられるという里道のことをおっしゃっていると思うんですけれども、農作業だけで使われている里道があるんです。そういうのを同じような里道として取り扱うかというのが。ただそこを特定の方が行かれるということで、今度は字の方も対応が難しいということと、負担が下がってくると、こんな負担が下がったんやさかいせえと言われると、字の方が今度は困られるということもありますので、里道でもどういう里道をするのか、いろんなところでちょっと押さえんならんなら面がありますので、そこらでちょっとまた詰めができておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

佐々木議長 2番目の質問を許します。

西澤博一議員 町長に。水田整備と担い手農家への集積について。

豊郷町の水田は約390ヘクタールあると聞いております。農業は町の基幹産業の1つであり、営農、法人団体、担い手農家等が米、野菜などを頑張っておられます。

そこで、お尋ねします。担い手農家の育成、水田の集積の施策として農業基盤整備促進事業があるが、畦畔の除去等による区画の拡大、農業競争力強化に向け、取り組み方針の策定、担い手への農地利用集積の向上、高収益作物導入生産拡大等など、町としてどのような方針でこれから進めていかれるのか答弁を願います。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員のご質問にお答えいたします。

水田整備と担い手農家の集積についてという一般質問でございます。昨年度、国費をもとにしまして、農業基盤整備促進事業としまして、担い手農家が耕作する水田に対しまして、畦畔除去による区画拡大を実施いたしました。今年度につきましては、要望が上がらず、実施はしておりませんが、今後も担い手等から要望がありましたら国の予算状況を注視しながら検討してまいりたいと思います。

また、昨年度に引き続きまして、今年度も農地中間管理事業を実施しております。こちらは一定条件がありますが、農地中間管理機構から担い手農家へまとまった水田を集積した場合に、水田所有者に対しまして集積協力金の交付を

予定しております。また加えて、町の特産品として坊っちゃんカボチャを生産している農家に対しまして補助金を出していくことで、高収益作物として生産拡大を目指しております。市場への販路拡大や物産展でのPRに力を入れております。以上の方向性を持ちまして、今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 再々質問、許します。

西澤博一議員 それでは、土田課長にお尋ねをいたします。

まず農政についてですけれども、産業振興課と土地改良が、これは個人的な意見ですけれども、別の所帯であると。状況を共有するには、やはり同じフロアの方がええのかなと私自身は思います。いろんなことで。

そこでお尋ねしますけれど、平成25年と26年、区画の拡大事業が9集落で行われました。未整備地の整備なんですけれども、25年度は2ヘクタール、26年度は1.6から2ヘクタールの拡大が行われたと承知をしております。

そこでお聞きしたいんですけれども、残っている未整備地をこれから整備されるのか、また、本町の未整備地は約6ヘクタールから10ヘクタールぐらいあるかなと聞き及んでいるところがございます。地元の理解と行政、また認定農家、地主さん、耕作者、また集落の関係もありますけれども、協議を行いながら計画的に整備計画を作成しながら、今年度に向けて実施を行ってはどうかと提案しているところですが、町としてはどうかと。

もう1点。県では今、担い手について平成27年度から新規で、今、課長が言われたように機構集積協力の基金を設定されました。それにおいて、27年度における機構集積協力金の配分基準が定められました。町としては、対象者としてはどれぐらいの関係者が入って、どれぐらいの金額等になるのかお聞きしたいと思います。

もう1点、これから担い手農家の一定の所得水準をこれからかさ上げするに当たっては、県、国、また町も含めてどのような政策等々をされるのかお聞きしたいと思います。また、本町で休耕地があると思うんですけれども、今後、耕作放棄地が出てくると思われるんですけれども、万が一そういうようなものが出てきた場合に、町としてはどのように対応されるのか答弁を願います。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えします。

まず1点目の農地の関係ですが、要望があれば対応していきたいという思いをしています。

2点目に何件あったかということでございますが、4件ございました。

それと、3番目の休耕地につきまして、今、確かにうちの町内の中には休耕田と思われる田んぼがありますが、それをなくすように、農業委員さんを中心になくしていこうということで鋭意動いてもらっておりますし、できましたらその結果が出ましたら、それで休耕田を減らしていきたいという思いであります。

以上です。

佐々木議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

佐々木議長 再々質問、許可します。

西澤博一議員 今年度は未整備地の申し込みはなかったということですね。ということは、平成28年度から今度未整備地が10ヘクタールになるのかな。それで、農家の方々、担い手さんの方々が手を挙げられて、やった場合には、そのように県と協力しながらやっていただけるんですか、どうですか。

産業振興課長 議長。

佐々木議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再々質問にお答えします。

今おっしゃいましたように、一応、本年度は4件ございました。それと、もしも来年度以降ございましたら、うちも対応していきたいという思いでございます。

以上です。

佐々木議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後0時8分 散会)